

2012 年度第 1 回（通算第 1 回）理事会（通常）

1. 開催日時：平成 24 年 10 月 5 日（金） 16 時～18 時
2. 場 所：東京都江東区有明 3-7-11
東京ベイ有明ワシントンホテル 3 階カトレア
3. 出席者：
（出席理事）浅田正彦、岩沢雄司、兼原敦子、吉川元、坂元茂樹、佐野寛、道垣内正人、
古谷修一、森川幸一、薬師寺公夫（代表理事）
（出席監事）吾郷真一、野村美明
（事務局）徳川信治

4. 議事

1) 報告事項

- ①一般財団法人への移行と登記について
- ②理事会招集方式について

2) 審議事項

- 第 1 号議案 平成 24 年度事業計画及び収支予算に関する件
- 第 2 号議案 平成 24 年度臨時評議員会の日時、場所、会議の目的となる事項、議案の概要に関する件
- 第 3 号議案 一般財団法人国際法学会秋季大会に関する件
- 第 4 号議案 一般財団法人国際法学会運営機構に関する件
- 第 5 号議案 定款の変更及び規程の制定に関する件

(1) 定款の変更

(2) 規程の制定

- ① 一般財団法人国際法学会理事会運営規程
- ② 一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程
- ③ 一般財団法人国際法学会事務局組織及び運営規程
- ④ 一般財団法人国際法学会会計規程
- ⑤一般財団法人国際法学会公印規程
- ⑥一般財団法人国際法学会会員規程

第 6 号議案 名誉会員の推薦・承認に関する件

第 7 号議案 新入会員の承認に関する件

その他

5. 議事の概要：

定款第 29 条 3 項に基づき代表理事が議長となった。最初に、定款第 41 条 1 項に基づき、定足数が確認され、議決に加わることのできない議長を除き 9 名の理事が参加しているこ

とから、議決に加わることのできる理事 10 名の過半数（6 名）が出席していることが確認された。

1) 報告事項

①一般財団法人への移行と登記について

薬師寺代表理事より、旧財団法人国際法学会理事会の決定により新法人移管の決定が行われ、内閣府より 10 月 1 日付けで一般財団法人国際法学会の認可が行われた旨（別紙報告資料（1）参照）、また同月 5 日に本法人の登記が完了した旨報告があった。

②理事会招集方式について

坂元事務局長より、一般財団法人国際法学会の認可が 10 月 1 日であるため、第 1 回理事会の招集は定款第 40 条 2 項を適用して招集したこと、ならびに本理事会は同条項の要件を充足している旨の報告があった。

2) 審議事項

第 1 号議案 平成 24 年度事業計画及び収支予算に関する件

坂元事務局長より、別紙第 1 号議案（平成 24 年度事業計画）に基づき、平成 24 年度事業計画について提案が行われた。第 3 号の「平成 24 年 10 月 6 日 韓国国際法学会との合同シンポジウム（開催地：東京）に関する協議」を「平成 24 年 10 月 6 日 韓国国際法学会との合同シンポジウム（開催地：東京）」に修正する意見が出され、この修正を含め、これを定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき議決に加わることができる出席理事 9 名の全員の賛成により承認した。

道垣内会計部長より、別紙第 1 号議案（2012 年度後期収支予算及び小田基金 2012 年度後期収支予算（分別管理））並びに別紙国際法学会資産管理状況に基づき、平成 24 年度収支予算に関する提案が行われ、これを定款第 41 条 1 項、2 項及び 3 項に基づき議決に加わることのできる出席理事の全員の賛成により承認した。

これを総会において紹介する旨、報告が行われた。

第 2 号議案 平成 24 年度臨時評議員会の日時、場所、会議の目的となる事項、議案の概要に関する件

薬師寺代表理事より、別紙第 2 号議案に基づき臨時評議員会の開催及び議題の提案が行われ、これを定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき議決に加わることができる出席理事 9 名の全員の賛成により承認した。

第 3 号議案 一般財団法人国際法学会秋季大会に関する件

薬師寺代表理事より、別紙第 3 号議案に基づき、旧財団法人国際法学会より委任を受け、国際法学会 2012 年度（第 115 年次）秋季大会の開催に関する提案が行われ、これを定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき議決に加わることができる出席理事 9 名の全員の賛成により承認した。

また坂元事務局長より、古谷理事の協力を得て開催する旨、並びにコンベンション方式による研究大会開催に関するアンケートを実施する旨報告があった。また傍聴希望者状況及び出店希望業者状況（各社 14000 円/日徴収）について報告が行われ、これを定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき議決に加わることができる出席理事 9 名の全員の賛成により承認した。

第 4 号議案 一般財団法人国際法学会運営機構に関する件

薬師寺代表理事より、別紙第 4 号議案に基づき、業務執行理事、代表理事に代わる執行理事、及び執行理事の業務担当に関する提案、並びに委員会の設置及び委員長の選任に関する提案が行われ、一部字句の修正の上（研究企画担当委員会委員長を研究企画委員会委員長に修正）、これを定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき議決に加わることができる出席理事 9 名の全員の賛成により承認した。

各部の幹事の掲載の必要性から、幹事を確定する必要がある旨、浅田業務執行理事より提案があり、現状の確定状況を薬師寺代表理事及び坂元事務局長より報告があった。

なお、幹事については、未定のものについて部長・委員長の責任において雑誌発行までには確定することを確認した。

また、国際法外交雑誌への掲載の必要性の関係上、各部・各委員会名称の英語表記の確定をお願いしたい旨浅田理事より提案があり、これを承認した。なお、英文表記の最終確定は浅田業理事に委任する旨提案があり、これも併せて定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき議決に加わることができる出席理事 9 名の全員の賛成により承認した。

第 5 号議案 定款の変更及び規程の制定に関する件

(1) 定款の変更

坂元事務局長及び道垣内会計部長より、別紙第 5 号議案-1 に基づき、定款の変更趣旨の説明（事務所地を業務委託地である、(有)学協会サポートセンター（神奈川県横浜市中区山下町 194 番地 502 号）への変更（第 2 条）・課税免除のための規定の必要性（第 12 条の 2）・外部評議員への報酬支給規定の必要性（第 17 条））の説明が行われた。以上の定款の改正について評議員会の議題とすること、ならびに、事務所の所在地を評議員会による定款の変更を条件として評議員会での議決後、学協会サポートセンターの所在地である神奈川県横浜市に変更することを、定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき議決に加わることができる出席理事 9 名の全員の賛成により承認した。

(2) 規程の制定

①一般財団法人国際法学会理事会運営規程

薬師寺代表理事より、別紙第 5 号議案-2 に基づき、本理事会運営規程について提案行われ、これを定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき議決に加わることができる出席理事 9 名の全員の賛成により承認した。

②一般財団法人国際法学会の委員会に関する規程

薬師寺代表理事より、別紙第 5 号議案-3 に基づき、委員会及び部の設置に関する提案が行われ、下記の訂正 1 件及び修正 4 件の上、これを定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき議決に加わることができる出席理事 9 名の全員の賛成により承認した。

(訂正)

第 7 条（研究連絡部を研究企画部に訂正）及び別表 I（国際法教育委員会を国際関係法教育委員会への訂正）の字句の訂正。

(修正)

- ・第 9 条 2 項の規定を「委員会の任務、構成、運営に関する委員会規則の制定、改廃は、委員会が提案し、理事会の決議によって決定する。」に修正、
- ・別表 I 記載の研究企画委員会及び雑誌編集委員会の構成をそれぞれ 15 名以内及び 18 名以内へ修正、
- ・附則記載の本規程施行日を「この規程は、一般財団法人国際法学会設立登記の日とする」と修正。

③一般財団法人国際法学会事務局組織及び運営規程

坂元事務局長より、別紙第 5 号議案-4 に基づき提案が行われ、これを定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき議決に加わることができる出席理事 9 名の全員の賛成により承認した。

④一般財団法人国際法学会会計規程

道垣内会計部長より、別紙第 5 号議案-5 に基づき、提案が行われ、これを定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき議決に加わることができる出席理事 9 名の全員の賛成により承認した。

⑤一般財団法人国際法学会公印規程

坂元事務局長より、別紙に基づき提案が行われ、これを定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき議決に加わることができる出席理事 9 名の全員の賛成により承認した。

⑥一般財団法人国際法学会会員規程

薬師寺代表理事より、別紙に基づき提案が行われ、第 3 条（事業への参加等）に関し 1 項及び 2 項を削除する修正の上、これを定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき議決に加わることができる出席理事 9 名の全員の賛成により承認した。会員の参加に関わる問題については今後議論する旨も併せて了承された。

第 6 号議案 名誉会員の推薦・承認に関する件

薬師寺代表理事より、別紙第 6 号議案に基づき提案が行われ、名誉会員の推薦基準及び待遇に関する内規を定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき議決に加わることができる出席理事 9 名の全員の賛成により承認し、名誉会員候補者を定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき議決に加わることができる出席理事 9 名の全員の賛成により承認した。

第 7 号議案 新入会員の承認に関する件

坂元事務局長より、別紙第 7 号議案に基づき提案が行われ、新入会員 6 名（一般会員 2

名・院生会員 4 名) を定款第 41 条 1 項及び 2 項に基づき議決に加わることができる出席理事 9 名の全員の賛成により承認した。本国際法学会会員は、938 名となる。

その他

- ①浅田理事より、科学研究費申請の件につき、国際発信用に関する枠については申請要件が変更され、本学会の雑誌刊行のためには、該当しない可能性があり、本年度は申請しない旨の報告があり、これを了承した。

国際法外交雑誌掲載の役員名簿について、評議員、理事及び幹事を掲載する旨の報告があった。また雑誌の編集委員会の開催を年 2 回する必要となるため、予算執行上の問題点が指摘され、今後の課題となる旨報告があった。これらについては、他の委員会においても課題になる点が指摘され、今後議論することが了承された。

- ②岩澤理事より、バークレーで第 4 回 4 学会シンポジウムが行われ、成功裏に終わった旨報告があった。なお、今後もシンポジウムは継続することが確認され、14 年 12 月でニュージーランドにおいて開催する旨、報告された。16 年カナダ、18 年に日本が開催する予定であることが報告された。

また日中韓の共同大会につき、中国の辞退が今日の情勢で発生した。今後の開催の課題があるが、少なくとも日韓で隔年の開催を行う方向で検討したい旨報告があり、交流を推進する方向で了承された。

- ③薬師寺代表理事より、2012 年秋季研究大会においては、18 時に総会の終了を厳守することが報告され、また研究大会は、来年度も年 1 回で開催し、コンベンション方式で行うこと、9 月 3 日間の日程で浜松において開催することは了承された。

また *Institute de Droit International* の日本大会開催に伴い、寄付の要請に関して、名前の掲載が了承された。